

空港整備法施行令の一部を改正する政令案参照条文

空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（空港の定義及び種類）

第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。

一・二（略）

三 第三種空港 地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

2（略）

（第二種空港における工事費用の負担等）

第六条 国土交通大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2・3（略）

附則

1～4（略）

（第二種空港及び第三種空港における工事費用の負担等の特例）

5 地方公共団体は、当分の間、第八条第一項から第三項まで又は第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事並びに当該空港と他の地点との間の路線における予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事を施行することができる。

6 前項の規定により地方公共団体が工事を施行する場合には、国は、当分の間、予算の範囲内で、当該工事のうち空港の利用者の利便の向上又は地域経済の発展に特に資するものとして政令で定めるものに要する費用の百分の四十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

7～21（略）

空港整備法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）

（空港）

第一条（略）

2（略）

3 法第二条第一項第三号の第三種空港は、別表第三のとおりとする。

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2）9（略）

10 この法律において「航空灯火」とは、灯火により航空機の航行を援助するための航空保安施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

11）19（略）